

競争参加認めず

首都高 今年度竣工から適用

工事成績40点未満で2年

塗装工種すでに1社対象

首都高速道路は、一つの工事の工事成績が40点未満となった場合に2年間、50点未満となった場合は1年間、同じ工種の競争参加を認めないことを決めた。2007年度に竣工した工事から適用する。既に塗装の工種で1社が対象となったという。工事の品質を確保するとともに、不良工事発生の抑止的效果も狙っている。

同社が発注した工事の札に参加できない。入札施工不具合などで、工事公告に、参加条件として成績が低い場合は、その明記する。期間は、予算決算及び競争参加を認めない。40会計令（予決令）で競争点未満の場合、工事成績参加不資格業者となる期通知日から2年間、50点間を目安に2年間と設定未満の場合は同1年間入した。

同社ではこれまでも、非指名としていた。今回化した。一つの工事の工事成績が55点未満となった場合、限定したうえで、競争参加を認めない期間を長期最大6カ月間、全工種で加を認めない期間を長期

に参加できなくなる。工事成績が40点未満となるのは、「1年に1回あるかどうか」（財務部）としているものの、極端に点数が低い場合に一層厳しく対応すること、品質の確保と施工不具合発生などの抑止効果が働くこととみている。

同社は工事品質の確保に向けて、技術提案価格交渉方式の導入・拡大や極端な低価格入札に対する重点的調査などを導入しており、今回もこうした取り組みの一環となっている。